

障害者支援施設ICT機器導入支援モデル事業 モデル施設募集要項

1 募集の趣旨

東京都（以下「都」という。）では、障害者支援施設 I C T機器導入支援モデル事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、I C T機器・ロボット介護機器（以下「I C T機器等」という。）の導入及びその効果検証を行うモデル施設の募集を行います。

本事業は、障害者支援施設における I C T機器等の適切な使用方法や効果的な導入方法を検証し、その成果を普及啓発することにより、介護の身体的負担の軽減、支援の質の向上、事故防止及び障害者の自立支援を図り、福祉・介護人材の離職率低下、人手不足の解消及び障害者の生活の質の向上を実現することを目的としています。

2 本事業の対象となる導入機器について

（1）I C T機器の導入

次の要件をすべて満たすこと。

ア 目的要件

①見守り、②介護業務支援の場面において使用され、利用者支援業務の効率化に効果があること。

イ 整備要件

次の（ア）から（ウ）までの機器を設置し、一体的に I C T環境の整備を図ること。ただし、既に施設で導入されている機器等がある場合、新たに導入する機器等と一体的に活用する場合は、一部の導入を認める。

（ア） 利用者の居室等に設置する、センサーや通信機能を備えた見守り支援機器

（イ） 施設内において情報共有を図る通信機器、支援記録・個別支援計画作成・請求管理等の業務支援ソフトウェア、タブレット端末等

（ウ） 上記（ア）又は（イ）を導入するための通信環境整備

ウ 技術的要件

イ（ア）に規定する見守り支援機器は（2）に規定するロボット介護機器であること。

（2）ロボット介護機器の導入

次の要件をすべて満たすこと。

ア 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤コミュニケーション、⑥入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減に効果があること。

イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ・ ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

（※）①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

- ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」又はその前身事業である「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット

ウ 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入・リース等できる状態にあること。

3 募集施設について

（１）対象となる施設

- ・ 都内に所在する障害者支援施設
- ・ 都外独占施設（※）
- ・ 都外協定施設（※）

ただし、公立施設及び指定管理施設（都区市町村が開設し社会福祉法人が運営しているもの）は対象外

※「民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成２３年３月３０日付２２福保障居第２６６３号）別表１に規定のとおり

（２）募集数 ６施設

内訳：ＩＣＴ機器の導入 ３施設

ロボット介護機器の導入 ３施設

4 応募資格

上記３（１）の対象となる施設を運営し、かつ以下の全ての条件を満たす法人が、本事業の応募資格を有します。

なお、「ＩＣＴ機器の導入」又は「ロボット介護機器の導入」について、それぞれ１法人１施設を上限に応募できるものとします。

- （１）７に示す「モデル施設実施内容」を実施可能であること。
- （２）法人税、消費税及び地方消費税並びに地方税について滞納がないこと。
- （３）東京都暴力団排除条例（平成２３年条例第５４号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （４）過去５年間に社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく改善等の命令又は指定の取消し若しくは効力停止等の行政処分を受けて

いない者であること。

- (5) 障害者総合支援法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置を執り報告を行っている者であること。

5 モデル実施期間

モデル施設として都が決定した日の翌日から令和3年3月31日まで

6 本事業内容

「障害者支援施設ICT機器導入支援モデル事業実施要綱」第3条「事業内容」のとおり

7 モデル施設実施内容

本事業においてモデル施設に選ばれた施設は、以下の内容を実施することとします。

(1) 導入前コンサルティングの受審

モデル施設は機器選定前に、都から派遣されたアドバイザーより助言・指導を受けること。

(2) 導入機器の決定・補助協議申請

上記(1)の内容を踏まえ、導入機器を決定した後、モデル施設は都へ関係書類を添えて補助協議を行うこと。

なお、購入手続は都より内示を受けた後、開始すること。

(3) 効果検証

モデル施設は機器等の導入及び使用の効果・課題の克服状況等を把握するため、アドバイザーによる月1回程度の施設訪問を活用しながら、効果検証を行うこと。

なお、効果検証方法については、モデル施設及びアドバイザーと調整の上、都が決定する。

(4) アドバイザーへの報告（毎月）

モデル施設は、アドバイザーに機器の使用状況等に関する報告書を毎月提出し、内容の確認及び助言指導（以下「モニタリング」という。）を受けること。

モニタリングの期間は機器導入から令和3年2月までを予定しているが、ICT機器等の導入・使用状況等によって、都が期間を変更する場合がある。

(5) モデル事業報告書の作成

上記(4)のモニタリング期間の終了後、モデル施設は、今後都が別途定める事項を盛り込んだモデル事業報告書を作成すること。

なお、報告書内容（案）は、以下のとおりであるが、モデル事業の結果等を踏まえ、項目を追加・修正する場合がある。

〈報告書内容（案）〉

- ・導入に当たっての職員の体制・行った取組
- ・導入前の課題と解決方法

- ・導入後の課題と解決方法
- ・職員・利用者・施設全体等への導入効果（効果検証内容）
- ・今後の課題 等

（６）成果報告会への参加

都は、本事業の成果を報告し、ＩＣＴ機器等の有効な活用方法の普及啓発を目的とする成果報告会を開催する。その際、モデル施設は都へ無償で協力し、モデル事業の成果等に関する講演やパネルディスカッション等を行うこと。

なお、成果報告会の具体的内容については、都、アドバイザー及びモデル施設で調整の上、決定する。

８ ＩＣＴ機器等の導入に対する補助

ＩＣＴ機器等の導入に要する経費について、「障害者支援施設ＩＣＴ機器導入支援モデル事業補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）に定める範囲で都が補助を行います。

なお、当該補助を受け購入したＩＣＴ機器等については、モデル期間終了後も引き続き利用可能です。

９ 応募方法

（１）提出書類

以下の様式にアからカまでの関係書類を添付し、書類正本１部のほか、正本の写し１１部をセットして御提出ください。

なお、様式については「東京都福祉保健局ホームページ」及び「東京都障害者サービス情報」に掲載しておりますので、ダウンロードして作成してください。

様式「障害者支援施設ＩＣＴ機器導入支援モデル事業モデル施設応募申請の提出について」

ア 業務改善計画書（補助金交付要綱別紙１－３）

イ 理事会の議事録

ウ 誓約書（補助金交付要綱別紙１－４）

エ 施設平面図（対象施設以外が区域に含まれる場合は区別できるよう色分けすること。）

オ 施設のパンフレット（作成している場合）

カ その他参考となる資料（検討している機器のカタログ等）

（２）提出方法

郵送によることとします。

なお、上記（１）業務改善計画書（補助金交付要綱別紙１－３）については、併せてエクセルファイルのデータを下記のＥメールアドレスへ送付してください。

（３）提出先

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当

住所 〒１６３－８００１ 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都庁第一本庁舎３１階中央

E-mail service.siensisetu.tyousa@section.metro.tokyo.jp

※封筒表面に「ICT機器モデル施設応募書類在中」と明記してください。

(4) 提出期限

令和2年3月27日（金曜日）必着

10 選考方法

(1) 審査

上記9により提出された書類を基に選考委員会において審査を行い、モデル施設を選定します。

(2) 選考結果の通知について

上記(1)の選考結果については、選考の対象となった全ての申請者に書面で通知します。

11 審査について

10(1)の審査に当たっては、事業内容・事業趣旨の理解、事業実施への意欲、事業実施体制、業務改善の取組実績と成果等について、業務改善計画書等を基に、総合的に審査し、決定します。

12 モデル施設選考に係るスケジュール（予定）

モデル施設の選考は、以下のスケジュールで実施する予定です。

なお、下記(3)については、応募状況等により変更になる場合があります。

(1) 説明会 令和2年2月17日（月曜日）

(2) 募集期間 令和2年2月17日（月曜日）から同年3月27日（金曜日）まで

(3) 書類審査及びモデル施設決定 令和2年4月中

13 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合には、応募を受け付けません。

また、モデル施設として決定した後、次のいずれかの事項に該当することになった場合又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定が取り消されます。

(1) 応募資格の各項目を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 破産等、契約履行が困難と認められるに至った場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

14 作成物に関する権利の帰属

本事業における成果品及び業務の成果等に係る権利は全て都に帰属します。

15 その他

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担となります。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 本審査の経過は非公開とし、審査内容に関する質問には一切お答えできません。

16 問合せ先

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当

片岡・小仲・丸山

電話 03-5320-4156

FAX 03-5388-1407

E-mail service.siensisetu.tyousa@section.metro.tokyo.jp